

千葉県保育所・認定こども園苦情解決第三者委員（苦情相談員）
連絡協議会設置要領

（目 的）

第1条 この要領は、千葉県保育所・認定こども園苦情解決第三者委員設置要綱第8条の規定に基づく事項を行うため設置する千葉県保育所・認定こども園苦情解決第三者委員（苦情相談員）連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務分掌）

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について、必要な連絡又は調整を行うものとする。

- （1）幼保指導課長から苦情解決のための改善状況及び結果に関する緊急の場合を除く定期的な報告聴取を行うこと。
- （2）苦情解決が困難である場合に、幼保指導課長の要請に応じて随時協議又は調整を行うこと。
- （3）苦情解決に係る情報交換を行うこと。
- （4）その他苦情解決の適正な推進に関すること。

（組 織）

第3条 連絡協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織するものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。
- 3 会長は連絡協議会を代表し、会務を総理するものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理するものとする。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てるものとする。

（運 営）

第4条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長を務めるものとする。

- 2 連絡協議会の議事は、出席した相談員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができるものとする。

（庶 務）

第5条 連絡協議会の事務局は、こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課に置くものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めた以外の事項については、必要の都度会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。